

# 技能審査・限定解除

受験資格等	◎ 現に運転免許を所持している方が、免許条件（限定）の解除又は変更をする場合 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。	
	(例) ○ 中型免許（8t限定）の限定解除 ○ 準中型免許（5t限定）の限定解除 ○ 普通免許（AT限定）の限定解除 など	
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター(〒010-1606)	
受付時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） （指定自動車教習所を卒業した方） 午後1時～午後1時50分 （免許センターで直接受験の方） <b>予約日</b> の午後1時～午後1時30分	
必要書類等	◎ 指定自動車教習所卒業の方 ○ 限定解除審査申請書 （免許センターにあります。） ○ 技能審査合格証明書 （修了検定に合格した日から <b>3か月以内</b> のものに限ります。） ○ 運転免許証 ※ 写真は不要です。	◎ 免許センターで直接受験の方 ○ 限定解除審査申請書 （免許センターにあります。） ○ 運転免許証 ※ 写真は不要です。
審査手数料	1,400円	1,400円
車両使用料	<del>1,400円</del>	1,450円
計	1,400円	2,850円
注意事項	○ 指定自動車教習所発行の技能審査合格証明書は、修了検定に合格した日から <b>3か月以内</b> のものに限ります。 なお、3か月を経過した場合は、無効となります。 ○ 運転免許センターで直接技能審査を受験する方は、予約制になっていますので、事前の予約が必要です。 ※ 予約受付 月～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午後4時 電話（018-862-7570）又は免許センター試験窓口で予約をしてください。 ○ 必要書類等の提出がない場合は、申請を受理することができません。	

※ 降雪などの影響により、技能審査の開始が遅れたり、中止になることがあります。

お問合せは      018-862-7570      運転免許センター試験係まで